



未来につなぐ

相続登記

次の世代へのつとめです

日本司法書士会連合会

法務省

日本土地家屋調査士会連合会

次代につなぎ 未来につなぐ 相続登記

不動産を相続したときは、不動産の所在地を管轄する法務局に「相続による所有権移転登記」の申請をしましょう。

申請をしないままにしておくと、誰が所有者か分からなくなり、様々な問題が発生します。

相続登記をしないと発生する様々な問題



安全・安心なくらしが守れなくなります。

- ◎地域住民の生活を守るための公共工事が進まない！
- ◎防災・減災の取組ができない！
- ◎災害復旧に大きな労力・時間がかかる！



地域の活性化が図れなくなります。

- ◎再開発事業を行いたいのにも、地権者との交渉ができない！
- ◎空き家の管理・利活用ができない！
- ◎不動産取引がおそくなる！



産業の推進の妨げとなります。

- ◎農地の集約化ができない！
- ◎農地・山林が放置されてしまう！



未来につなぐことが困難になります。

- ◎2次、3次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる！
- ◎「争続」問題になってしまう！



自分の権利を大切にするために！
次世代の子どもたちのために！
地域の人々のために！



未来につなぐ相続登記をしませんか！！

相続登記は「司法書士」 未登記建物は「土地家屋調査士」

司法書士と土地家屋調査士は登記申請のプロフェッショナル。相続人の依頼に基づき、確実に調査をして、正確な書類を作成し、適式・スピーディに「登記申請」を行います。

相続登記は司法書士。
気軽に相談。お近くの司法書士へ！

司法書士は、戸籍等の公的書類を集めたり、相続関係説明図や遺産分割協議書など登記申請に必要な書類の作成も行います。

また、必要に応じて、成年後見に関する申立書や、不在者財産管理人選任申立書、遺産分割調停の申立書など、裁判所に提出する書類の作成も行います。

【司法書士へのご相談・お問い合わせ先】

島根県司法書士会
司法書士総合相談センター
TEL 0852-60-9211
毎週月・火・木曜日 12:00～15:00
(祝祭日は除く)

未登記建物ゼロ宣言！

建物を新築したり、未登記の建物を取得した人には、その建物の登記をする義務があります。増改築による床面積等の変更も登記が必要です。

相続した土地の隣地との境界確認や未登記建物の調査・測量・図面作成・登記申請は、土地家屋調査士へ相談してください。

【土地家屋調査士へのご相談・お問合せ先】

島根県土地家屋調査士会
TEL 0852-23-3520

法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」 https://www.moj.go.jp/MINJI/souzokutouki_top.html

法務局ホームページ「管轄の御案内」 https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html

法務局ホームページ「申請書の様式」 <https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/touki1.html>

松江地方法務局「登記手続案内予約」

◆ホームページ https://houmukyoku.moj.go.jp/matsue/page000001_00017.pdf

◎本局登記部門	0852-32-4223	◎出雲支局	0853-21-0721
◎浜田支局	0855-22-0959	◎益田支局	0856-22-0429
◎西郷支局	08512-2-0240		

※手続案内のために来庁される際には、関係書類をお持ちの上、予約時間までに御来庁ください。

※多くのお客様にご利用いただけるよう、1回の手続案内の時間は、20分とさせていただきます。

※手続案内では、登記の申請に必要な書類及び登記申請書の様式等を御案内します。書類等は、お客様ご自身で作成していただくこととなります。手続案内の担当者は、お客様のために書類等を作成することはできません。

※手続案内では、お客様が作成された申請書の内容の審査は行っておりません。登記申請書は、管轄する法務局(本局・支局)においてのみ受付し、審査は、登記申請受付後、登記官が行います。

地域の活性化



安全・安心なくらし



**相続登記が
さまざまなトラブルを
防止します!**

未来につなぐ



産業の推進



相続に関する登記についてのご相談は

島根県司法書士会

松江地方法務局

島根県土地家屋調査士会